

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 21 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

特定個人情報の漏えい等事案に係るデジタル庁への報告について

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下、「番号利用法」という。）第 52 条においては、地方公共団体の機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人番号を収集したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処されることとされており、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 181 条に規定する職権の濫用による個人情報の収集に対する罰則と比較して刑罰を加重することとされていますが、今般、地方公共団体職員が、住民基本台帳ネットワークシステムにより不正に入手したマイナンバーを用いて、個人情報を不正に取得したなどの疑いにより、番号利用法第 52 条等違反で逮捕されるといった事案が発生したところです。

今般、別紙のとおり、デジタル庁デジタル社会共通機能グループより、「特定個人情報の漏えい等事案の報告について（依頼）」（令和 7 年 8 月 28 日付けデジタル庁事務連絡）が発出され、番号利用法第 29 条の 4 の規定においては、個人番号利用事務等実施者は、「特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」が生じたときは、個人情報保護委員会に報告すること及び本人へ通知することが法令上の義務とされているところ、今後デジタル庁においても、こうした事案が発生した場合には、制度所管庁として迅速に状況を把握し、原因究明を行う必要があることから、番号利用法第 29 条の 4 第 1 項に規定する個人情報保護委員会への報告を行う事案が発生した場合には、個人情報保護委員会への報告後、すみやかにデジタル庁にも事案の内容等を御連絡いただくよう示されましたのでお知らせいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対して周知いただき、個人番号利用事務等実施者におかれましては、「特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」が生じたときは、個人情報保護委員会への報告後、すみやかに事案の内容等をデジタル庁に御連絡いただくようお願いいたします。